

檜原村公式キャラクター「ひのじゃがくん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、檜原村(以下「村」という。)の公式キャラクター「ひのじゃがくん」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用基準)

第2条 「ひのじゃがくん」は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用できるものとする。

- (1) 村の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認めるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認めるとき。
- (5) その他村長が使用について、適当でないと認めるとき。

(使用申請)

第3条 「ひのじゃがくん」を使用しようとする者は、あらかじめ「ひのじゃがくん」使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、村の職員が業務で使用するとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が業務で使用するとき。
- (2) 村内の学校、保育園が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (4) 出版社、旅行会社等が旅行パンフレットや雑誌等、観光等への誘客効果が期待できるものに使用するとき。
- (5) 個人が私的の範囲内において使用するとき。
- (6) その他村長が適当と認めるとき。

(使用承認等)

第4条 村長は、前条の規定による使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認する場合は、「ひのじゃがくん」使用(変更)承認通知書(第2号様式)により、承認しない場合は、「ひのじゃがくん」使用(変更)不承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用承認期間等)

第5条 使用承認の期間は、承認日から起算して1年を経過した日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度、使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 「ひのじゃがくん」の使用料は、当分の間、無料とする。

(完成品の提出)

第7条 使用承認に係る物品等又は第3条ただし書の規定に該当して使用する物品等の完成品は、速やかに村長に提出すること。ただし、完成品の提出ができない場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(第三者に対する承認)

第8条 村長は、既に承認した物品等と同一又は類似の物品等に対して承認をすることができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 「ひのじゃがくん」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、村長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「ひのじゃがくん」の図柄は、別図のとおりとする。
- (4) 「ひのじゃがくん」の図柄の周辺には、「檜原村公式キャラクター ひのじゃがくん」を付記すること(別図「使用例」参照)。ただし、物品等の形状等により、この付記が困難であると村長が認めるとき、又は村の職員が業務で使用するとき、この限りでない。
- (5) 「ひのじゃがくん」の図柄(色、形など)を改変等して使用しないこと。ただし、村長が認めるとき、又は村の職員が業務で使用するとき、この限りでない。
- (6) 「ひのじゃがくん」のイメージを損なう使用をしないこと。
- (7) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(着ぐるみの使用)

第10条 着ぐるみを使用する場合は、別に定める「檜原村公式キャラクター「ひのじゃがくん」着ぐるみ使用マニュアル」を遵守しなければならない。

2 着ぐるみを使用する者は、着ぐるみの使用に伴う事故や損害に備え、適切な保険(傷害・賠償責任保険等)に加入し、安全管理(熱中症対策等)を徹底しなければならない。

(承認内容の変更)

第11条 「ひのじゃがくん」の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「ひのじゃがくん」使用変更承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添付して村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による使用変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査

し、変更を承認する場合は、「ひのじゃがくん」使用（変更）承認通知書（第2号様式）により、承認しない場合は、「ひのじゃがくん」使用（変更）不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 使用変更の承認後についても、前条に掲げる事項を遵守しなければならない。

4 村長は、第2項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用承認の取消し）

第12条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が不相当と認めるとき。

2 村長は、前項の規定により承認を取り消したときは、「ひのじゃがくん」使用承認取消書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対して、当該完成品の回収を求めさせるものとする。

（責任の制限）

第13条 前条の規定により「ひのじゃがくん」の使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、村長はその責めを負わない。

2 使用者が「ひのじゃがくん」の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、村長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（庶務）

第14条 この要領に係る事務は、企画財政課が所管する。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

別図

使用例



檜原村公式キャラクター
「ひのじゃがくん」